弘化永詔宣旨

清和源氏詔

序

清和源氏條例

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186(1)
函號 閣 76 1

特 76-1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永諸家系図傳序

本朝諸家系図世代の事久し　廣苑院殿

乃ち大納言藤原を定めたまひて分脈篇と

元ひ嫡子庶子本末を見けて世代おこなと

いへども年いまだ久しからず寛永十八年

二月七日

淺草文庫

將軍家の御ふ

令をうけたまはりて諸家系図をしるし

あまねく貴家をもとめて奉行を民部卿法眼道春

[illegible]

諸大小名御譜代御旗本衆

おゝく系図をのうつしあつめ大小名の其

家譜をさゝげたる数多人なり道春をひゝ子

春斎件の家譜をみゝく写真偽をたゞし其

新説をたゞしく且又

作ゝ漢文を通をつくり世ゝ

事蹟をかゝりし十九年二月十日をもつて

命をうけて備後国地院元良尾州法眼

正意水戸の書生下山弓的なれし其事に

あたり高野山見樹院立誉をゝ御右筆

大橋重政小鴻重後倭字の事をつかゝる又

京都立誉乃僧侶十七人をめして

江戸にきたりしたゝに諸家系譜を

もとうとめる道春是家は清和源氏乃部を

はうさめる立誉これを属元良をゝ立誉

藤原氏の部をゝ重政これを属

正意を諸氏の部をゝ水戸の書生平氏

部とあし重後されし屋敷と其外草案清
ゝ浄書ありしうつされ数十人よりおつて
歳と終て合編となりし其系譜ゝゝ
あらはしゝゝしまあるべき事いなのゝ獻る所
家本長短あるまちてなり漢字傍字都合
二百七十二巻言葉錯題して寛永諸家系譜傳
こゝ以かゝれと紀乃大部なる事
本朝乃しまいまゝきさるゝゝ
撰ゝ太平御一統の治時ゝあらはしてゝ

いたんや諸家其官禄と言る時代御恩
あつき事とゝもゝれす其勲功とのもる所
先祖代ゝ忠孝の道
世家乃徳とゝ千萬世後まてゝ
あつきゝてもつてゝ

寛永二十年癸未九月吉日

従五位下太田備中守源資宗

寛永諸家系譜傳

示論

元来天皇御時諸家の姓氏を
たゞしてうぢの真偽を弘仁帝に
清宇ふ萬多親王大臣藤原園人等勅
とうけ給はりて姓氏録をえらび神代
よりとしと人皇の世に流と異國来化の
人乃姓のたゞしを清和せ延喜帝に
清代正親町天皇の御時迄を

三月服をあらしむる事とつ
さゝげたまこのゝち後園融院の御宸翰
まゝまことに源義満公御門とひゝ申る
この時菅原三宅中納言尊昇台藤蔭とゝ
ありめくせりきこゆ今
勅命あゝふりて諸家系図ことく
献ぜらるゝ氏乃称さ
たまふ中務とゝづけ奉て其子孫
ますくさうんゝ事とゝなりぬる

こゝ其官職とゝ河氏先祖熟切に後
當河氏世系とゝ申事をつゝしむ
乃父祖とついぶゝ河氏いうでゝ不世とゝ
心ゝうんゝやゝしだ忠孝道あげゝみる
ゝふゝ代の先祖ゝ飛ゝゝなんゝ是
ゝまゝ事あゝんやゝゝゝゝ六十章
乃ゝゝゝて玉篇治安乃まゝこと
さんゝゝゝゝゝゝゝ漢字倭字草
業とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

このあるひいこれを
ひんぐんあれするの名
さんくさてつぐへつ
をあげく出てつぐ
たゆけさとす
一相手称号とまふ
市氏乃部小入くうれ
るすべし美地乃氏
清和源氏乃部小混乱すべきに漢
乃項伯婁敬ハ劉氏しとたまふ
班固又馬遷ハ京室ニつれて唐虞

鎮功臣小李氏
乃氏京室ハいま
出ハ同ハ叫べし
一清和源氏ハ諸流ハ清和ハ今小ハ
二十五六世頼元ハ二十二ハ世義家義
ハ二十一二世藤氏の諸流ハ大織冠
今ハ二十七八世秀郷為憲ハ
二十七八世所輔ハ二十四五世平氏諸流ハ
桓武ハ二十六世良文
永叔
ハ京室ハいま出ハ例のごとし又

二十七八世清盛時政ちかれ十八九世宇多源
氏八宇多ちか今小ちかく二十四五世作末
秀義ちかれ十八九世こまちかれみなも
乃世つぎのたゞしきものとなりくわんぐん
みな小ちかく乃ぐちかれ
世々長頼あり有ちかれ人妻天有り
或はみな世して祖孫あひつぎあひ實子
なして孫ちかれ孫ちかれとはぐ事あり世々
二三世れ多ナ見あり
ちかれ

百年二百年ちかれ小名ちかれをもうけく
まあちかれ父子孫乃世系にすぎるものなく
乃ぐちかれ系譜を作りく彩小其影後
とおきものあり是小俗く七八世五六世乃
長短ありちかれ
江家をもじり源義村ちかれ源氏等乃諸族も
まちこれ小准すべし又人をもくくいまとい
乃ぐ頼朝ちか今小ちかく五百年小おのづ
其世系をかんがへ考ちかれ十七八代尊氏ちか

今小弘くすぶ二百余りの世系と叫ん好
世代十二二代なる諸家乃世数みるこれた
ゞひをそりく志那べ
一三氏の出る所とあやまる地乃先祖を以
我先祖ゝ仕ふる事ハ藤氏ハ是利と
ゝく源氏乃是利ハ源氏乃昌山を
ゝて平氏の昌山ハ族姓こ
こるゝ以て称号ハ是同ハ作る事田中
をゝ以ゝ稲田家称乃流ゝ事なり

ゝ以ゝ山口と称ゝ八代家称ハ商ゝ事
なる流我家ハ村上等おのく源氏なり
清和ハ同流ゝ
ゝ以ゝ姓乃ゝ中義ハ
ゝ以ゝ姓乃ゝ孫氏ゝ二流なり
楊氏ハ二流なり東氏ハ隴西郡等ハ
ゝ以ゝ一同ゝ
ゝ以ゝ仕ふる事ゝ
乃胄参なり趙ハ
信唐の二韓胡等姓名同ゝ

別なりとなれども士會隨季花氏の子孫
なれども一人として范睢張孫といふもまた同人
なり司馬之孫先生の子孫なる人
なるべしたとへば根ゝとうんで橋とせばかの
ごとく地とありこれども樹氏海業と
きて枯冊ゝ氏なるべしこれ花ゝ
ごとくなれども其樹なるべし史同氏同祖の人共
姓なれいづる所とつまびらかにすべしてあるべ
し源氏と称ずわるい藤氏こ称ゝのごとい

今氏と称ずわるべ雅某氏と称して諸
説あるべしみなれども小つゝかおもく事
なるべんも俗今彼此を皆来人の後に称ず
いへども彼い一姓と称ずいまだ他乃姓を称ず
ものゝ氏姓のごとくして氏
なる所なるべしこれ南方なる
分明なるべず或ハ彼此をたゞひとつにして其
説とまるべく我こゝをたゝこゝあるべきと
東宮雅姓ゝいべんう古人い名ゝ事おう

一事と會釋すしで國く摺牙ゆり南流と摺合
すしで摺摺あり今の〳〵たり教ぐ所の所蔵に
同く故實ふたぶあるいあやまつく南氏を
まぐ爲く一説といの源流とまぐすて
先祖乃次第とゆるぶり所のいは我祖とあやまり
て他の氏ういまあるいたくみり他氏とへく
系祖とすのくれぐきれあやまりあげくぶ
爲ぐすゆぐ是とるぐさんや作又古校
と大ぐうの訓ひとつ字合と馬養と又あひ

れれ世世ゆへ第代氏戸れ教とまるすもの
嬢部れ姓と特して冊ぐ所ゆと永吉乃乃と爲
して長吉とすれぐうひ吉ぐ字ぐうと
どもうれ意ハ同じ是又料第すべし
一他れ姓とおうぐうのあるひ養又継又ひうへて
姻家母家乃ぐうれ皆おうす而姓ともち
あくうの實又ぐうれ下ぐまるすべし古原
實盤と無藤別當と称じ源氏麥と安藤右郎
ご号し大江廣元い中原廣季子ぐあり源

和家い字ゑ宮京細ゐるれ源親清の野ま
家とつぎと切義人作作乃家とつぐれぐ是
なり芳文京清と歌するものはゑれをわ
らひみるべし
一鎌倉柳営ま時小除数代天下ま權ととゐく
以へとし芸罪進ロ不とらず室町幕府
乃世小斯波細川畠山わ小義ゑ乃ゑ人
とと二位よゐ乃ゐるづ一事軍大略罪ふとで
まゐいゑん や芸界ま人とやゑれ天正ま前

乃武臣官位乃ゐ小のゐべるもだゐひ芸
部ゐるゐ小傳へいる事ありてゐつ出て
小いるとも是と伴義すゐ
一漢家ま文字とゐして古朝ま書ゐとゐる事ま
日本書紀ゐたゐ乃真名仮名ありなゐ
事い古今集新古今集乃序ま古くひゐ乃ま
ゐと六除乃宮真字とゐく伊勢物語をゐきつ
ゐ 菅原為長傳語とまゐ貞観政要とと
きゐるもいれへすゐのゐゐいまもまく

これ[illegible]ひとつの[illegible]
なきゆゑにもちあるべきと譯語としるす事い
うに心ざしてあへつかうまつりはべり詩歌わ
らたの獻ずる系譜のうちの文章通じつて
其言語をもつきて事をもあるべきしたで
筆とるこのうちなかにほんこと事
とむのすべしもいつれくとしあやまる
事あれもちひ信なりともいやしき事を
れたるこのくとしらぶく事をうしたたし

まのあるとしいつるに移ること
をうれつまじらふ事をしてくりかへす事を
のあるべからず
一ひらがな平文漢字傍字ごとに善惡あるべ
こまをとくおきあひいつるて別ふかきて
なる草案あるに二うびうれをうれを清書
なる此二ものをもくつかんだんて乃ち漢字傍
字書書本相違あはせみくたづひて
其文理のたがひたん事となるさるべし

寛永十九年五月十一日　林道春謹撰

寛永諸家系圖傳

清和源氏除例

一　水尾帝の御子桃園親王乃御子孫ふし
て数流ありの姫号ありの今官兵
系図と号す其出所と云称号と
かんがへ見るに十集ともいふ
甲乙丙丁戊己庚辛壬癸見あり

一　貞純親王　世嘗流代々武事をもつて
朝廷を衛護し満仲乃河内いるかとふ

世代あら称ぜらるゝ其嫡子頼元武勇とうたく時
乃ふかましとあるはそれ頼元乃子孫也又摂州
濃州ひたちく摂津國源氏と称すゝ武蔵
後胤なり頼元卒して後嫡子頼親又従威
とゝいへく武勇とすぐる四天王の随一なり乃
子孫と称源氏と号る乃子孫頼信乃時朝敵平
忠常と討く勲功とあるゝまゝ一家
乃誉とあぐる乃子伊豫守頼義乃孫八幡太郎
義家いとくとくとゝとなりて武威を

ふるひまこと乃流源氏嫡子頼義乃孫
頼清頼季乃子孫故じて信州乃ゝ誘
あり義家乃弟加賀次郎義綱乃子孫八今乃
世にてゝるものゝ乃子孫乃ゝも切月
乃子孫乃ゝも切月引して河州甲州
信州常州等にあり満仲乃ゝ海改
満季海快乃子孫摂ゝ河州尾州濃州
信州等ふつる頼信の弟頼平頼範乃ゝ
ゝ頼義乃弟頼任義政等乃ゝ官位の

系譜ハ其流とのすゝとハ今ハ世ニ行きこゆる
事ハ義家ハ誘子義親義忠ハ行ク其
命とをしずして子孫ありとしてハ世ハ
ゝしハ二男義國ハ関東ニ下向せり是ハ依
て為義ハ義朝ハ嫡子
頼朝ハ武家とおこすハ乃ち平ハ
武將ハ別流ハ實朝ハ傍流ハ
ゝ義ハ義國ハ子孫源氏ハ嫡流ハ
其外義時義澄乃子孫ハ別流ハ信州ハ義國

乃長男義重ハ新田ハ先祖ハ二
男義康ハ足利ハ先祖ハ治承ハ中源
頼政ハ令ハ宮ハ仁王ハ信ハ
和源氏ハ誘族ハ
ゝり其末流ハ誘
ゝすべハ世ハ
ハ編集ハ次ハ
義家ハ源家乃西流ハ
其子孫ハ
一

なきハあず
武門乃棟梁ハ
云ハ乃武將ハ

諸家ハ文ハ不可ハ不可ハ而ハ不可ハ其前後を
いけ満政海李満快ハ海仲ハ光ハ頼之ハ頼親
ハ頼信ハ兄ハ義家流ハ不可ハ
こいへとも是と中務ハ陳杞宋ハ
虞夏商ハ後ハ史記ハ世家とついへハ
是乃泰伯ハ第一ハ後漢書ハ宗室とつ
いへハ頼ハ良ハ義之武乃叔父ハ城陽王水
安成王武順陽等ハ侯ハ南陽前王ハ後ハ
こいへとも亦ハ武ハ演とハ
す

今義家流と甲集ハ事ハ例ハ
すハ義家流と甲集ハ河ハ満仲ハ諸流
ハ次ハ満仲ハ頼之流頼親流頼清
頼季流義之流是ハ満政海李海快流又
ハ次ハ

一杉平正統ハ一冊ハ今度諸家ハ欠ハ而ハ
ハ今田記と四ハ其事ハ正統と
ハ共庶流ハ出ハ所とハ庶流繁多
なハ人ハ又略図一冊と作ハ

事に嬬子庶子兄弟やそうんがため

一板平氏諸流おのおの其出所所を後とりく

次第に子孫泰親主信光主より信忠に伝て

是をのんごに云べし現史に先祖兵部とのせく

次に楚氏元弓とのせ次に立王と乃氏例わ

ゑをみべし其外晋書唐書と宗室とつ

いづれも二のごとしいづれも世系とみゆる

ゑきんや但絶流に板平氏とたまふべきわを

のせず因幡国に前司頃安宗に流い種とあり

以ゑ也しかあるより別に一巻をしてきり

はべる其事に中務に下ふみえり

一諸流大略其嬬子庶子ふうくうれを明

かにせをの事をいれども世に人

大身とあるあるひく位にして人名ふとき

のさまあり是地四後野と義乃宗のと

るたびあるもの綱門と長門の下に

切事に其名代武板氏と貴頃乃家に事

勿論なしなり言伝みる世に高氏御と云く

なすごらへ[illegible]其先祖嬬子廣子[illegible]前と
大綱独拾乃蔵[illegible]詳あり

一 詩象因流乃[illegible]義家流甲集第一ノ[illegible]
きは清和天皇[illegible]其次ハ[illegible]貞純
親王[illegible]義家[illegible]
義國為義義重義康[illegible]義兼
義氏[illegible]深秦氏[illegible]
統乃次第ハ[illegible]今熱拾蔵内
小おわく室町氏[illegible]乃事兵利氏

乃正流と[illegible]宮原信山と基氏
廣流乃吉良[illegible]
すぐ[illegible]連川と[illegible]神[illegible]宮原信
山名別[illegible]
三河と綱川と次[illegible]
乃下にとき山を作作次[illegible]
いもまく[illegible]
蔵山[illegible]
と作へて[illegible]斯波の支流乃正流と

ゆきゆへ一等となす清津ゆきに累
世間に対ぜず頼朝の子孫と称ずるにて
ひとへに西国鎮衛の時に当り足利
家と階級ありゆへ義流と為義
流と分れ義朝嫡流なりといへども其正
流今まで絶ざる故足利流乃次に出
乃ち頼光流のうち中ごろ世に高の
嫡流の分れなるを宮中に京都に山流
却て先乃今業ずして頼綱に

あらず国房八幡頼綱と頼政が先祖
なり玉房八幡乃先祖なり田記と明かに
なり義朝の時頼朝いまだ世に出ざる
其間二十余年朝廷に仕へて源氏乃
豪傑頼政ありいまや位階に信
なれども頼光諸流に抜んでて頼政
も其けやけきものの足利氏武将となり
及ぶ義朝一族剣業切あらゆへ世に濃
刀と称して大家となり伝く其家

世流に秀たるもの宮廷に系譜の編集を
命ぜられしことは有ゆへ作者を生ずるわ
るものの今世流と次第する時は義朝
ず頼朝流乃西流とすべきなりゆへ系譜
頼朝流のみ付くまじ浄瑠
璃の変例なり

一義朝の支流熊谷なり作者遠見武田小笠
原乃諸流に付くべきを其的なれば
ずれざるあるべきなり其先祖を
ふくるつぎくを考ざるべからず乃其編
をのんが爲に六巻乃其中にあるべ
別義をつくる段武田氏諸流
相度義をつくる段すべし小笠原乃流と
号するものは工夫あるべし其先祖別
乃人なるゆへ清和源氏と名づくるものあり
古来新羅三郎乃子孫を甲斐源氏
と号する事いまだ
詳なしどうすべきか又武田氏も数代

別して其子孫繁多なる其支族と
諸国に対する時は後流なるの名
俗に義光流乃至のを
一朱丸●●●等の差別ありあるは
先祖ひとし京領ひとし中興ひとし
英雄あるい貴権ものを朱丸をくるる
事い官位京畿乃例なれども其丸を
くるる事一様よみるべきたこと
義家流にあるとは頼光流
小にあるは頼親を庶子とする説へとも丸を
もけんごとこと甲斐源氏ちわ源氏の
京畿小にあるは義光頼親と同く祖京
ことなるゆへ丸をくる義光流より昌義
佐竹 光長 秋田 信義 武田 光信 小笠原 たゞし
にあるくわ丸一京にあるは世宗引
て数十家となるあるも家にあるもの
京あるも家こと祖京をもやまと事を
貴賤とあるく一なるもの小祖へ小其京ごと小

凡をくらふ、三九、大小の事いうるき
ふあるべし其外の諸流祖宗より打ち来たる
大小等なるべしをうるべしをうる
ふ中義の例と いくべし周文王子の中武王
と嫡子と周公廉叔と廉季とこれも
曽衛ふあり其周公廉叔と祖と周
兄嫡子世と曽侯ふ嫡子を文叔弟季友ふ
きた則廉子と なる少へ ふ変
となるべしとも又おのく一家の宗ふ

一諸流系譜事沿うるべきの用記
凡そ家の初ひい家譜の家と年へ
るひい中絶と ふるひい相乗とふる
ものあり立花中堂立湯たびこまあり
一世集巻こめ其同類のうちにおるふ
ひと世系たびきものひと動ひふ
ものあるひと称号中絶あるとみる
ふひて次第す其沿記しそうちびき

各別巻にて一二三四次第ありと雖も
つゝまず書と雖も科とすべ
きにあらず但今其同姓の前後にて共
に記すべき事なり
重てまぎらはしの事いまだ一集一冊首
なる若史徴の事いこまかに論ずべ
きなり
一史徴傳とて初めて子を設く父乃
傳なり光乃傳の後に

事は常の例なり
乃傳にて霍去病を高祖に
を班庵班固にて
其傳のごとし
周亜夫を周勃
軟弱と軟弟にて
また其傳を同じくす例なり史記外戚
世家ありと雖も唯呂后と中紀あり漢
書に外戚傳ありこれも別に之后傳と

淮南王長と高五王
傳にて霍去病を高祖に
班固
其族と同じ
又列侯と楚元王にて
賓憲を賓融
其族同じ

たてまつり又張湯杜周と酷吏傳にいます馬
融那玄儒林傳にのせず是因襲なりと
いへども古傳別なる所に編集れば一脉なる
ずして集乃次第も又此心を用ひみるべし
一天正年前武田信玄ぞうの小のぼるべ
ぞ其ことすでに示諭しぬ今清和源氏
乃内昌山持國後に信に叙すこと
うすくしなさるまして
本京番ぞと高ぞう又中京康富日記に

後領昌山持國郷こい為る時に此證拠なり
為又昌山家傳政長後に信に叙す
いまり吉良家傳も満義と正に信叙
小笠原家傳に貞宗京正に信に叙する式
称ずしいへども猶信に乃せずしかも
持國乃先代ありて可政長が位階なるず
是とのぞく色きに有ざる官本京番と
ひんぐる時代新波義拠なるべしこれ義宣
等なるべけれ二信と書すこと猶但

てられとのせをぞ官女京番やぶり
ぬてさ時氏政長を又義勝たぐいうるれみ
足利氏乃世ふ後伏の威權張大なるゆへ
位よりあらいでも朝廷乃ちうふかず
ちふ偏く福氏に富せざるの氏吉良氏を
足利義氏乃ちうして秦氏ふ出るうれ
世相へ室町家氏相ちうれ
讓のうちあるうちへ漢惠帝ふ弁悼惠王
ふちけう後漢明帝乃東海王ちけう唐ふ

玄宗ふ寧王ふちけるがごとき紀家ふ准じ
ぬきゆへあり中ふつかくふ京貞京乃
乃家と中具して引く高氏家
ふ師範ちる皮家ふ京譜的伝ふ明ちく慶
すべうもゆ相へ満義貞京政ちいう
く家ふ伝ちる官位ふ評議して
用相ちしあり又諸家乃うち絶立伝ふ叙せ
すてあるふ東宮守と称じあるふ東市
東七福と称じ武家ふ東新東元と称じ

ありしが、其西系統と称じ、かつ、其支系亮
系進と称ずるなり、されども、定説とすべ
からず、鎌倉右大将時代、河越、畠山、和田
氏等、別家なれども、義盛は侍所別当なし
と、和田小太郎と称ず、宗時は、侍所別当なし
と、梶原平三と称ず、平忠は武州鎮衛
なれども、畠山次郎と称ず、重長は四郎
四郎なれども、安達藤九郎と称ず、二男
を強世と云ふ、又ふ、受領は

い、かりけりひい衛府より列せられ河内いそんや
主殿武蔵守なり、武蔵国は、源頼朝の
領地なり、辞退の心なり、
為義の武蔵守なり河内守義右高と称ず
又相模守なり、河内守義右高と号す
乃数色是なり、武蔵国に及ぶなり、官位
小のぶる越後、新田、佐地なり、言師泰
越後守と称ず、播磨国なれども
言師泰播磨守と称ずる事は、其所なく

貴なきものなり後朝廷に演田縣召おこ
なはるる時いこゝにも四位に成士ぶらひ
定頼に名とはしめ給ふ
称するものなげくべうず事内又は宣
旨持し流文と常に言賞給
はるべつまじくいづく
其道に法ふ事ぶ又受領の内に法師野陰
等に守あり事い是親王に任なり事
流例なり平人これ
なはるべ時に名あるこ

ゆへ此別の守に称するもの家法
こゝにも是なるべすべてなこと
すれども平氏に限ふ上給ふ忠清ある時に
此別とそ引くぶめく親王宮ふ
其例道代に事う称是とのべ
ゆへ忠清に人此別に守
と称する時共人ふ引くもち
ある事と又是あり頼光に法ふこと義光
常信となれたぶこれあり

一同流にて二家となる先祖の事
なれども相違なる事是多し藤原氏義継
と吉良乃橋といふ者長氏
子孫世々京都に小あり言葉なれども
中年錦倉京都に柳営なり
らへんとて吉良橋小山治城
も治作作那須宮小田八郎とも
京都乃三家にて
乃家職に配とも諸事
なるゆゑ義継の子孫の異門よりとまりき
京都に吉良
やいますでに藤田と称ずは
きとふ小笠原氏吉流なり
嫡子庶子の事吉流とは
じて吉れて辨
先祖世々
氏ことなり
ゆるのもこれ
我事とたんと

今清和源氏の部よりまづ諸氏の部に
入るの編次は本末倒乱のごとし
一清和源氏と称ずる所の支流と号するもの
多し支流と号するもの共先祖あるひ
は別に住して所の名を以て氏とし
其流れ末流なるべき事と思はるる
事多源氏の部にふいまなるひは別に住し
わるに播磨に住し赤松と号する流
なるべき事と所の人村上源氏の部

に入るべき筋なれども清和源氏の支流
なきものは清和源氏の部に入る外に系譜
なきものは源氏の部に入る外に系譜
なきものは源氏の部に入るべ
ざるべからざるものなれいかゝとす
るも其事なるべしいかゝとも
いはんに例なるべし丈蜀先主は中山靖王
の後なりとの事とし其世系とつまびらか

せんぞ宗方祖八郎廣漢が後と称すべき筈なれ
共氏譜とつまびらかせず侍れ中興も
又さらに是諸家流あるゆへなり
一貝銘に唯一方称号の事を書して方と記せぬ
さるに方平氏の暗小笠原石川安藤
宗家等乃ごとき乃氏ハ一方して其族に
ほけまぎれみやとうずず又称号ハ同じく
方して方姓こなるもの清和源氏より出る
わり藤氏なし又方出ハ平氏なし又廣ハ

源氏藤氏良岑氏小皆冊ハ方氏なれ
ハ方ハ平氏なれハ方ハ同じく
方して廣流乃内小嫡流ハすなわち宗
廣流ハ乃内のあり父と兄と兵
官位なくして子孫軍進すれハ乃
ハ小官位爵禄とあり兄とする所ハ族数
をなすハ嫡廣長ハ方ハ平氏なるすハ
尊卑をなすハ又嫡男を又小ハ方ハ其名
と記しぬ又次男三男等別職と勤しる

時代之名を略し申候を今称号れ候を
書すり物へ其名号のみ書事
とお考れ候ものもあやまりなるん事と
うたがひ候

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan